

「尾鷲よいとこヤーヤにゃん」の出演規定

1 趣旨

尾鷲市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、尾鷲市のPR及び福祉・子供関係、その他各種イベント等で本会会長(以下「会長」という。)が適当と認めるものに、尾鷲ご当地キャラクター「尾鷲よいとこヤーヤにゃん」を出演するものとする。

2 利用手続き

(1) 出演対象

- ① 尾鷲市のPR及び福祉・子供関係その他各種イベント等。
- ② 前号に掲げるもののほか、会長が適当と認めたもの。

(2) 出演条件

- ① 原則として職員の旅費・交通費等の不要な地域であること。
(ただし、遠隔地での出演は協議し決定。)
- ② 着替えの出来る控え室(約2m×2m)と高さ180cm、幅80cm以上の通路を備えていること。3段以上の段差は不可
- ③ 出演時に会場内での安全が確保されていること。
- ④ 悪天候のときの出演は中止できること。
- ⑤ 出演職員の業務に支障のない範囲であること。

(3) 申し込み期間・方法

出演希望日の3ヵ月前から3週間前まで申請を受け付ける。「尾鷲よいとこヤーヤにゃん出演依頼申請書」に必要事項を記入し、本会へ提出すること。なお、出演希望日に複数の申請があった場合には、先着順とする。

(4) 承認について

次の各号のいずれかに該当する場合を除き出演を承認する

- ① 尾鷲市及び本会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- ② 尾鷲市の観光等について、正しい理解の妨げになるとき。
- ③ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- ④ 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、会長が不適当と認めたとき。

(5) 出演料

ヤーヤにゃん出演料は、1回20,000円(4時間以内)とする。また、遠隔地での出演に関しては、運搬に係る経費及び交通費等は申請者と協議し決定する。

3 留意事項

- (1) 会長が、不相当と認めた場合、承認を取り消しする場合がある。
- (2) 雨天等で天候が悪化している場合は屋外での出演を中止とすること。
- (3) ヤーヤにゃん出演時間1回の目安として夏場15分、冬場30分とすること。
- (4) 着ぐるみの出演に際して、常に安全等に留意し、利用にあたって発生した事故等については、申請者の責任において適切に処理すること。
- (5) この規定に定めるもののほか、出演の取り扱いについて必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年5月12日から施行する。